

令和6年度 横手市起業・創業支援事業補助金の概要

横手市内で新たに起業し、地域商業の活性化につなげる事業を営む中小企業者の方に対して、初期投資にかかる経費の一部を補助します。

令和6年4月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに起業する市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。 ・ 個人にあつては申請時点で事業収入を得ていないこと、法人にあつては設立登記後1年以内で事業収入を得ていないこと。 ・ 事業計画が明確であり、起業の実現性が高い事業であること。 ・ 起業後において横手市内に店舗、事務所等があり市内商工団体へ加入すること。 ・ 市税を滞納していないこと。
対象業種	次に掲げる要件を全て満たしている業種が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、林業、金融保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所、風俗営業・性風俗特殊営業、宗教、政治・経済・文化団体等の業種でないこと。 ・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 ・ 農業者でも農産物の加工品を製造販売する場合は可。また、農業者等がそれ以外の業種で事業を行う場合も可。 ・ その他市長が適当と認める事業
対象経費等	以下の経費が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗工事費・店舗の賃貸に係る礼金・事業に要する機械等設備費・看板設置費用 ・ 駐車場などの外構工事費(不動産取得費は除く)・宣伝広告費 ・ その他事業に要する備品(ひとつで10万円以上のものが対象、中古は不可)等。 <p>消費税及び地方消費税は補助対象外となります。</p> <p>なお特殊な事情がない限り、横手市外の業者に委託する工事、または横手市外の業者から購入する備品等は補助対象とみなしません。(※県外移住起業者についてはこの限りではありません)。</p>
備品について	本補助金で購入した設備備品は、当該設備備品等の減価償却期間が経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません(寄付も不可)。
補助金額等	補助対象経費の1/3以内・上限50万円とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県外から移住して起業する場合は <u>1/2以内・上限80万円</u> ・ ICTに特化した起業をする場合は <u>1/2以内・100万円</u>
	※千円未満切捨てとします。 ※ICTとはInformation and Communication Technologyの略で「情報通信技術」と訳され、医療・介護・福祉・教育など、あらゆる公共分野への貢献が期待されるものです。 ここでいう『ICTに特化した起業』とは、IT技術を活用し地域課題を解決する事業や、様々な公共分野へ貢献する事業を指します。また自社で開発したITサービスや、ITが主たる事業と認められる場合も含まれます。

<p>提出書類</p>	<p>申請者は、補助対象事業に着手する前に以下の書類を商工労働課に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 税情報確認同意書 ④ 補助対象経費の見積書 ⑤ 施工前写真 ⑥ 付近の見取図 ⑦ 完成予想図 ⑧ 市内商工団体への加入または支援が分かる書類の写し ⑨ 下記の該当する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開業届の写し (個人 および 県外から移住の方) ・ 法人登記簿の写し (法人のみ) ・ 住民票の写し (県外から移住の方のみ) ⑩ その他市長が必要と認める書類
<p>募集期間</p>	<p>令和6年4月1日から令和7年1月31日まで ※期間内に予算上限に達した場合はこの限りではありません</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に事業を行っている場合は交付の対象となりません。 ・ 補助事業は年度内(3月末)に完了するものが対象となります。 ・ 県外移住起業家とは、補助金申請時、県外から移住後1年未満の方をいいます。 ・ 国又は県の起業創業に関する補助金等の交付を受ける場合は交付の対象となりません。 ・ 商工団体又は横手市が開催する起業セミナーに参加すること。 <small>(※県外移住起業家はこの限りではありません)</small> ・ 事業主都合で廃業し再び起業する者の場合、税務署へ廃業届を提出した日から起算して1年を経過している必要があります。 <small>(※該当する場合は廃業届写しの提出を求めます)</small> ・ 補助金交付から2年以内に補助対象設備等を使用しなくなった場合(廃業含む)は補助金を返還することになります。 <small>(※本人の責によらない場合を除きます)</small>

補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

① 申請	申請者 ⇒ 横手市役所商工労働課 起業・創業支援事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝日を除く ※必要に応じて現地調査を行います
② 交付決定	横手市役所商工労働課 ⇒ 申請者 補助金審査会にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。
③ 工事等の着工 ・ 備品購入	補助金の交付決定を受けてから着工（購入）してください。 交付決定前に着工した工事、また購入した備品は交付対象になりません。
④ 工事等の実績 及び成果報告	申請者 ⇒ 横手市役所商工労働課 工事等完了・代金支払い後、起業後の事業成果（最低1か月以上）を取りまとめし、以下の必要な書類を提出してください。 ○実績報告に必要な添付書類等 ・ 実績報告書 ・ 収支決算書 ・ 領収書の写し（宛名は申請者名と一致するようにしてください） ・ 業者が発行する工事費や備品購入費を証する明細書 ・ 写真（施工後の内部・外部の現状が分かるもの。購入した備品など） ・ 備品管理台帳（10万円以上の備品を購入した場合） ・ その他市長が必要と認める書類
⑤ 補助金の交付	実績報告書の内容を審査し、現地調査を行った後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

起業・創業支援事業の HP 番号：1009098